

## 第17回銚田市美術展覧会要項

### 1 趣旨

銚田市美術展覧会は、銚田市の美術文化の向上と発展を目指し、市民の文化・芸術に関する意欲的な創作発表を奨励するとともに、広く一般から募集した作品を展示することによって、市民に美術鑑賞の機会を提供する。

### 2 主催

銚田市美術展覧会運営委員会 銚田市教育委員会

### 3 後援

株式会社茨城新聞社 銚田市文化協会

### 4 会期

令和7年12月7日(日)、12月9日(火)から12月14日(日)の7日間  
午前9時から午後5時まで(ただし最終日は正午まで) 月曜日は休館

### 5 会場

銚田中央公民館 (銚田市銚田1444番地1)

### 6 作品規格

区分	規格
絵画	6号以上、50号以内とする。 額装(ガラス不可・アクリル可)
書	半切3分の1以上、小画箋紙(横70cm×縦140cm)以内とし、 釈文を添付すること。 表装または額装(ガラス不可・アクリル可) <b>筆ペンは使用不可</b>
写真	A4以上、150cm×100cm以内とする。 (150cm×100cm以内の組写真も可) 額装またはパネル張り(ガラス不可・アクリル可)
工芸美術	彫刻、陶芸等で持ち運び可能な作品とする。 壁かけの場合は、180cm×180cm以内とする。

### 7 出展資格及び出展部門

銚田市に在住、在勤、在学する者(高校生以上)又は、その他主催者側で認めた者

○会員の部…審査員が推挙し、運営委員会で認められた者

○一般の部…会員、高校生以外の者

○高校生の部

## 8 出展規定

- (1) 出展できる作品は、破損・滅失等しない処理が施されたものとし、作品の搬入時から搬出時までの期間における不慮の事故・災害等による作品の破損・滅失等について、主催者は一切の責任を負わない。搬出期日を過ぎて搬出されない作品についても同様とする。これらの責任を主催者に求める者の作品の出展は認めない。
- (2) 作品には所定の出展票を必ず貼付すること。
- (3) 作品は、自己の制作したものに限る。
- (4) 出展は、各区分一人1点とする。ただし、写真及び工芸美術は一人2点まで出展することができる。
- (5) 公序良俗に反するなど、当展覧会での展示に不都合がある作品は、主催者の判断により展示をしない。
- (6) 陳列された作品は、会期中撤回することができない。ただし、主催者が承認したときはこの限りではない。
- (7) 作品は、未発表の作品でなくても出展できるものとする。ただし、他の展覧会で受賞した作品は審査の対象外とする。

## 9 出展料

出展料は作品1点につき1,500円とし、出展申込みの際に納入すること。ただし、高校生の出展料は無料とする。

なお、一度納入された出展料は返金しない。

## 10 申込方法及び期間

各申込先に備え付けてある出展申込書に必要事項を記入し、下記窓口に申込みこと。なお申込先と申込期間は次のとおりとする。ただし、閉庁日、休館日は除く。

### (1) 申込先

銚田中央公民館	(銚田市銚田1444番地1)
旭公民館	(銚田市造谷1141番地3)
大洋公民館	(銚田市汲上2601番地)

### (2) 申込期間

申込期間 10月8日(水)から10月31日(金)まで  
各日 午前9時～午後5時

## 1 1 搬入

- (1) 日時 12月5日(金)、12月6日(土)  
各日 午前9時から午前11時まで
- (2) 場所 銚田中央公民館

## 1 2 審査

作品を審査し、優秀な作品に賞を与える。賞は次のとおりとする。

- 会員の部・・・県知事賞、茨城新聞社賞
- 一般の部・・・市長賞、教育長賞、優秀賞、秀作
- 高校生の部・・・教育長賞、奨励賞

※ただし、該当者のないこともある。

- (1) 日時 12月6日(土) 会場設営後に実施
- (2) 場所 銚田中央公民館
- (3) 審査員 区分ごとに推挙し、銚田市美術展覧会運営委員会が承認したもの

## 1 3 表彰

- (1) 日時 12月14日(日) 午後1時30分から
  - (2) 場所 銚田中央公民館
- ※詳細については、受賞者に別途通知する。

## 1 4 搬出

- (1) 日時 12月14日(日) 午後3時から午後5時まで
- (2) 場所 銚田中央公民館

※出展者は、各自の責任のもと作品を搬出しなければならない。なお、搬出日時を経過して搬出されない作品については、主催者は一切の責任を負わない。

## 1 5 事務局

銚田市美術展覧会事務局 銚田市銚田1444番地1  
銚田中央公民館内 電話0291-33-2030(直通)